

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第12号

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程

第1条 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置工事の申込み) 第5条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人の同意書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u>	(給水装置工事の申込み) 第5条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>  <u>(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書</u> <u>(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書</u> <u>(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書</u> 4 <u>前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u>
4 (略)  (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査) 第31条 (略) (1) (略)	5 (略)  (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査) 第31条 (略) (1) (略)

<p>ア 水槽の掃除を<u>毎年1回以上</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>毎年1回以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>	<p>ア 水槽の掃除を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金及び使用料)	(料金及び使用料)
<p>第14条 <u>条例第26条第3項各号列記以外の部分</u>の料金及び使用料の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第26条第5項</u>に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <p>4 (略)</p>	<p>第14条 <u>条例第26条第1項</u>の料金又は同条<u>第2項</u>の使用料の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第26条第4項</u>に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <p>4 (略)</p>

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。